

6 保 険 給 付

(1) 保険給付

介護保険のサービスには、在宅などで利用する居宅サービスと、施設に入所、入院して利用する施設サービスがある。

居宅サービスは、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成して利用する。要介護度に応じて保険で利用できるサービスの利用限度額が決まっている。利用者は食事などを除き、原則として限度額内で利用したサービスの 1 割を自己負担する。ただし、福祉用具購入費、住宅改修費（受領委任払いを除く）の支給などは、一旦全額を支払って、後日申請をすると 9 割が払い戻されるしくみ（償還払い）となっている。

施設サービスを利用する場合には、施設の種類や要介護度によって、施設サービスの利用額が決まる。利用者は、食事の標準負担や日用品などを除いて、原則として 1 割を自己負担する。

サービス事業者、介護保険施設は、練馬区の委託を受けた東京都国民健康保険団体連合会に介護給付費等を請求し、支払いを受ける。

介護保険サービス

居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護	施 設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設
	訪問入浴介護		（特別養護老人ホーム）
	訪問看護		介護老人保健施設
	訪問リハビリテーション		（老人保健施設）
	通所介護		介護療養型医療施設
	通所リハビリテーション		（療養病床等）
	福祉用具貸与		
	居宅療養管理指導		
	短期入所生活介護		
	短期入所療養介護		
	痴呆ほう対応型共同生活介護		
	特定施設入所者生活介護		
	福祉用具購入費の支給		
	住宅改修費の支給		
	居宅介護支援		

(2) 平成 12 年度の保険給付の状況

① 居宅サービスの利用状況（平成 12 年度分）

（単位：延べ人数）

区 分	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計	1 か月平均
受給者数	9,368	18,442	11,937	8,189	6,436	5,623	59,995	5,454
構成比	15.6%	30.7%	19.9%	13.7%	10.7%	9.4%	100%	

※ 各月の利用者数の合計（4 月～2 月利用分）

② 施設サービスの利用状況（平成 12 年度分）

（単位：延べ人数）

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計	1 か月平均
受給者数	11,422	5,435	2,709	19,566	1,779
構成比	58.4%	27.8%	13.8%	100%	

※ 各月の利用者数の合計（4 月～2 月利用分）

③ 介護サービス給付（9 割分）等に要した経費（単位：円）

区 分	給 付 額
介護サービス費	11,659,053,688
支援サービス費	374,801,600
高額介護サービス費	51,814,827
審査支払手数料	18,456,505
計	12,104,126,620

※ 介護サービス費とは要介護（1～5）認定、支援サービス費とは要支援認定を受けた方に対するサービス費用である。

④ サービス区分別経費

（単位：円）

区 分	介護サービス費	支援サービス費	合 計
居宅サービス給付費	4,599,171,478	298,116,165	4,897,287,643
訪問介護	1,937,628,807	172,124,688	2,109,753,495
訪問入浴介護	255,755,868	12,060	255,767,928
訪問看護	409,083,712	12,908,961	421,992,673
訪問リハビリテーション	11,380,361	88,187	11,468,548
居宅療養管理指導	62,876,016	2,698,870	65,574,886
通所介護	844,512,978	74,800,399	919,313,377
通所リハビリテーション	289,284,126	11,379,020	300,663,146
短期入所生活介護・療養介護	326,849,099	5,517,657	332,366,756
痴呆ほう対応型共同生活介護	13,813,861		13,813,861
特定施設入所者生活介護	231,894,687	5,020,056	236,914,743
福祉用具貸与	216,091,963	13,566,267	229,658,230
特例居宅サービス給付費	52,996,681	2,399,247	55,395,928
訪問介護	45,225,962	2,399,247	47,625,209
通所介護	7,759,019	0	7,759,019
福祉用具貸与	11,700	0	11,700

区 分	介護サービス費	支援サービス費	合 計
施設介護サービス給付費	6,521,451,170		6,521,451,170
介護老人福祉施設	3,160,037,131		3,160,037,131
介護老人保健施設	1,374,073,284		1,374,073,284
介護療養型医療施設	1,044,355,645		1,044,355,645
食事費用	942,985,110		942,985,110
居宅福祉用具購入費	27,594,327	1,871,953	29,466,280
居宅住宅改修費	77,553,902	11,227,935	88,781,837
居宅介護サービス計画給付費	380,286,130	61,186,300	441,472,430
小 計	11,659,053,688	374,801,600	12,033,855,288
高額介護サービス費			51,814,827
審査支払手数料			18,456,505
合 計	11,727,290,762	376,835,858	12,104,126,620

⑤ ケアプラン自己作成件数

居宅サービスを利用する場合には、介護支援専門員に居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼するが、自分で作成することもできる。

自己作成ケアプラン届出数	3 件
--------------	-----

※ 平成 13 年 3 月末現在

(3) 低所得者の利用者負担軽減

介護保険では、介護サービスを利用した場合に、利用者は1割を自己負担する。低所得者が介護サービスを利用しやすいように、高額介護サービス費の支給、食事の標準負担額の減額や訪問介護利用者負担額の減額などの軽減策をとっている。

① 高額介護サービス費の支給

介護サービスに対して支払った、1か月の世帯合計の利用者負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。

高額介護サービス費（平成12年度）

区 分	上限額	件 数	金 額
老齢福祉年金、生活保護受給者	15,000 円	延べ 1,529 件	13,185,668 円
特別区民税非課税世帯	24,600 円	延べ 5,515 件	33,435,093 円
特別区民税課税世帯	37,200 円	延べ 1,069 件	5,194,066 円
合 計		延べ 8,113 件	51,814,827 円

② 食事の標準負担額（食費）の減額

介護保険施設の入所、入院者で特別区民税非課税者等に対して、申請に基づき食事の標準負担額（1日あたり780円）を500円、300円に減額する。

標準負担額減額者数	508 人	（平成12年度）
-----------	-------	----------

③ 訪問介護利用者負担額の減額

平成11年度中に区のホームヘルプサービスを無料で利用していた低所得者への訪問介護利用者負担額の減額（10%→3%）を、練馬区では対象者の範囲を、国の特別対策による国基準から、都基準まで拡大して実施した。

また、平成13年度より、練馬区独自に対象者の範囲を、制度開始後に利用を開始した低所得者（区民税非課税世帯の方）まで拡大して実施する。

訪問介護利用者負担額の減額状況（平成12年度）

区 分	認定証交付者数	延べ件数	助 成 額
高齢者	1,634 人	16,468 件	73,542,374 円
障害者	577 人	3,052 件	18,100,196 円
合 計	2,211 人	19,520 件	91,642,570 円

④ 災害等の場合による自己負担割合の減免

災害等の特別な事情により1割の自己負担が困難であると区が認めた要介護者等については、一定期間、自己負担割合を減免する。

⑤ 境界層該当者の負担軽減

本来適用される基準等により自己負担すると、要保護者となる方が、より低い基準等を適用すれば、要保護者とならない場合に、本来より低い基準等を適用して負担を軽減する。

適用される費用は、食事の標準負担額、高額介護サービス費および保険料などである。

境界層該当者数	5 人	(平成 12 年度)
---------	-----	------------

(4) その他

① 短期入所サービスの振替利用

短期入所サービスの利用日数を拡大するために、訪問通所サービスの支給限度額の未利用分を短期入所に振り替える事業を実施する。

振替措置開始 平成 12 年 6 月

区 分	利用者数	振替利用日数	
振替利用	395 人	2,775 日	(平成 12 年度)

② 住宅改修理由書作成等に対する支援

ケアマネジャー等が行う住宅改修理由書の作成および短期入所振替業務の手続に対して、介護保険制度外のサービスである介護予防・生活支援事業として助成を行う。

助成開始 平成 13 年 1 月

助成額 1 件につき 2,000 円

区 分	件数	助成額合計
住宅改修理由書作成	40 件	80,000 円
短期入所振替業務	36 件	72,000 円

③ 暫定サービス利用支援

平成 13 年度より、練馬区独自の事業として、要介護認定申請中に死亡するなど要介護認定結果が出せなかった方が、暫定ケアプランによりサービスを利用した場合に、保険給付相当額を支給する。